

株 式 取 扱 規 程
(2022年10月1日改正)

広 栄 化 学 株 式 会 社

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 当社の株式に関する取扱いについては、定款第 8 条の規定に基づきこの規程によるほか、法令ならびに株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）がその振替業に関し定めた規則および振替業の業務処理の方法および口座管理機関の定め（以下「機構等の規則等」という。）による。

(株主名簿管理人)

第 2 条 当社の株主名簿管理人および同事務取扱場所は、次のとおりとする。

株主名簿管理人

東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 1 号

三井住友信託銀行株式会社

株主名簿管理人事務取扱場所

東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 1 号

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

第 2 章 株主の権利の行使方法等

(書面交付請求および異議申述)

第 3 条 会社法 3 2 5 条の 5 第 1 項に規定された株主総会参考書類等の電子提供措置事項を記載した書面の交付の請求（以下「書面交付請求」という。）および同条第 5 項に規定された異議の申述をするときは、書面により行うものとする。ただし、書面交付請求を証券会社等および機構を通じてする場合は、証券会社等および機構が定めるところによるものとする。

(少数株主権等の行使方法)

第 4 条 社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」という。）第 1 4 7 条第 4 項に規定された少数株主権等の行使は、第 4 章に規定する場合を除き、当社の定める書式により当社に対して、書面をもって行わなければならない。この場合、当社は、株主に対して、振替法第 1 5 4 条第 3 項に規定された通知（以下「個別株主通知」という。）の申し出を受け付けた口座管理機関の発行する受付票および本人確認書類の提出を求めることができる。

(代理人による請求等)

第 5 条 この規程による請求、通知または届出を代理人によって行うときは、代理権を証明する書面を提出するものとし、当該請求・通知または届出を行うに際し、親権者および後見人等の法定代理人の同意を必要とするときは、同意を証明する書面を提出しなければならない。

(証明書類または保証人)

第 6 条 この規程による請求、通知または届出その他当社において必要と認めるときは、証明書類の提出または保証人の保証を求めることができる。

第 3 章 届 出 事 項

(常任代理人または仮住所)

第 7 条 株主が常任代理人または株主に対する通知を受けるべき仮住所を定めるときは、当社に対し、口座

管理機関を通じてその旨を届け出なければならない。

- ② 株主の住所が外国にあるときは、前項による届出を行わなければならない。
- ③ 第1項による常任代理人または株主に対する通知を受けるべき仮住所に変更があったときは、速やかにその旨を届け出なければならない。

第4章 単元未満株式の買取請求の取扱い

(請求の方式)

第8条 単元未満株式の買取を請求するときは、機構等の規則等に定められた方法により口座管理機関を経由して行う。

- ② 前項の請求の効力は、請求書（請求事項を記録した電磁的記録を含む。）が第2条に定める株主名簿管理人事務取扱場所に提出された時に生ずる。

(1株当たりの買取価格)

第9条 前条による買取請求の効力発生の日（以下「買取請求日」という。）の株式会社東京証券取引所の開設する市場（以下「東京市場」という。）における最終価格をもって、1株当たりの買取価格とする。

- ② 買取請求日に、東京市場において売買取引がないときは、その翌日の東京市場における最初にされた売買取引の成立価格とし、売買取引がないときは、その翌日以降同様とする。

(買取代金の支払)

第10条 単元未満株式の買取請求による買取代金は、その請求にかかる株式数に、前条により決定した1株当たりの買取価格を乗じた額とする。

- ② 買取代金は、前条による買取価格決定の日から遅滞なく買取請求者に支払う。
- ③ 買取請求者は、買取代金について送金方法を指定し、または代理受領者を定めることができる。

(買取株式の移転)

第11条 買取請求にかかる単元未満株式は、当会社が前条による買取代金を支払った日に当会社の口座への振替をする。

- ② 前条第3項により、買取代金について送金方法が指定された請求にかかる単元未満株式については、送金手続完了日をもって当会社の口座への振替をする。